

平成29年度 推薦入試合否判定基準

- ・推薦入試要項に基づき、実績と評定平均を尺度化し、その総合点をもとに合否を判定する。ただし、次の事項については慎重に審議を行う。

【審議事項】

- ① 3年間の評定平均が3.2以下の者
 - ② 学習の記録に評定1を有する者
 - ③ 無届欠席、無届欠課の3年間の合計がそれぞれ7回以上の者
 - ④ 遅刻の3年間の合計が11回以上の者
 - ⑤ 理由を問わず各学年の欠席が11回以上の者
 - ⑥ 理由を問わず各学年の欠課が11回以上の者
- ・特別枠推薦は、推薦（自己表現、個性表現）に準じて同様の合否判定基準で行う。

平成29年度 一般入試合否判定基準

一般入試要項に基づき、調査書と学力検査等の成績の比重は4.5:5.5とし、本校の教育課程を修得できる能力と適性を備えた態度良好な者を、調査書と学力検査の成績の総合点、および面接の結果を基に合否を判定する。

ただし、次の事項については慎重に審議を行う。

- ① 学習の記録に評定1を有する者
- ② 遅刻が各学年でそれぞれ10回以上の者
- ③ 無届欠席及び無届欠課が各学年でそれぞれ10回以上の者
- ④ 理由を問わず各学年の欠席が20回以上の者
- ⑤ 理由を問わず各学年の欠課が20回以上の者